

わかりやすい
ばん版

質問と
答え

いやなことや困ったことが 起こった時には？

質問 1 障害のことで差別されたら、
まずどうしたらいいのですか？

答え 役所に相談を受け付けてくれる
窓口があるので、その窓口で相談してください。
そこで解決できない場合は、
他の相談窓口を教えてください。

相談窓口



質問 2 差別した会社・お店などは、
どうなるのですか？

答え 会社・お店などの場合は、
障害のある人にどんな対応をしたか
役所に報告するように求められたり、
差別をしないように注意をされることがあります。

質問 3 近所の人から差別的なことを
言われました。その人は
罰を受けないのでしょうか。

答え 障害者差別解消法が禁止しているのは、
役所や会社・お店などによる差別です。
この法律が、一人ひとりのすることや
考えを罰することはありません。
障害のある人への差別がなくなるよう、
国や都道府県または市町村は、障害や障害の
ある人について、国民が理解を深められるような
取組をしなければなりません。

質問 4 この法律はいつから
スタートするのですか？

答え | 平成28(2016)年4月から始まります。



障害者差別 解消法が できました

この法律は、障害のある人への
差別をなくすことで、
障害のある人もない人も共に生きる社会を
つくることを目指しています。

このリーフレットは、誰にでも
わかりやすくなるよう、
知的障害のある方などと共に
話しあいながら作られたものです。